

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第2回大阪狭山市特別職報酬等審議会
開 催 日 時	平成30年6月21日(木) 午後2時30分から午後4時30分まで
開 催 場 所	大阪狭山市役所3階 協議会室
出 席 委 員	今西幸蔵、菊屋英一、鳥井一雄、中嶋芳彦、橋本葉子、中井新子 鈴木さおり(計7名)
傍 聴 者	なし
事 務 局	政策推進部長 田中齊 政策推進部次長兼企画グループ課長 田中孝 政策推進部人事グループ課長 森浩子 政策推進部人事グループ課長補佐 高橋宏征 政策推進部人事グループ主査 辻雄平
説 明 者	総務部財政グループ課長 高井悟
案 件	○市の財政状況説明 ○第1回審議会会議録の確認等 ○追加資料等の説明 ○諮問事項の審議 ○その他
審 議 等 の 概 要	別紙のとおり

【審議等の概要】

○市の財政状況説明

高井総務部財政グループ課長から、市の財政状況について次のような説明があった。

- ・平成 28 年度の普通会計決算における、実質収支は 4 億 9, 413 万 6 千円の黒字であるが、27 年度からの繰越金を差し引いた単年度収支は、▲2 億 9, 440 万 9 千円となり、約 3 億円の赤字となった。
- ・また、平成 28 年度の経常収支比率は 97. 6%となり、対前年度比で 3. 7 ポイント悪化した。積立金については、平成 15 年度に取り崩して以来、16 年度から 12 年連続で取崩しを行うことなく、28 年度末現在高では約 31 億 5, 500 万円で推移している。
- ・歳出の主な項目のうち、人件費総額は、対前年度比で約 4, 300 万円の減額となった。
- ・本市の財政状況については、比較的良好な状態にあるといえるが、今後の少子高齢化による扶助費や子ども子育て支援費、施設の老朽化に伴う改修工事費の増加等を考慮すると、決して楽観視できるような状況にはない。
- ・現在集計中の平成 29 年度の決算数値については、単年度収支では赤字になるものの、平成 28 年度よりは赤字幅は圧縮される見込み。

○第 1 回審議会会議録の確認等

第 1 回審議会会議録について、「修正なし」との確認を行った。

なお、市のホームページでの公表については、本審議会の審議がすべて終了したのち、答申書及び審議経過等を事務局で整理したものを、各委員の承認を得たうえで掲載することとした。

○追加資料等の説明

事務局から、追加資料等の内容について説明があった。

<特別職と一般職の給料月額比較>

- ・20 年前の平成 9 年度から現在に至るまでの部長級の最高給料月額と、一般職の平均給料月額の経過をみると、総じて減少してきている。
- ・これは、その当時の職員の年齢構成が大きく影響しており、一概に給料月額が下がっているわけではないが、平成 18 年度以降の給与構造改革により、給料表が平均 4. 8% 引き下げられたことで、平成 18 年度の前後で多少の差が生じている。
- ・特別職と一般職との給料月額を単純比較するのは困難であり、過去からの経過をみても全体としては大きな変動はないといえる。

<平成 15 年度以降の一般職及び特別職の給与改定等の状況>

- ・平成 15 年度以降の給与改定の変遷をみれば、おおまかには一般職の引き下げ、独自の減額措置にあわせたかたちで、特別職の給料・報酬カットが行われてきた。
- ・市長、副市長、教育長、議会議員いずれも、条例額はそのままに、その当時の財政事情等の情勢にあわせて、給与カットの判断をしてきたものといえる。
- ・特別職の給与等については、人事院勧告に準拠する必要はないが、地域民間給与の他、物価水準等も考慮されているため、改定の際の一定の判断基準にはなる。
- ・なお、最近の人事院勧告の改定内容は、上げ基調ではあるが、過去に大きな給料引き下げがあった分の回復には至っていない。

<他市の特別職報酬等審議会の答申>

- ・茨木市、寝屋川市、貝塚市の直近の審議会における答申を参考までに配布した。

<その他の説明>

- ・議会議員の退職手当については、法制度上の規定がないため、過去においても支給していない。平成23年6月の地方議会議員年金制度廃止後の給付措置として、一時金の支給を受ける制度はあった。
- ・特別職の給与や議員報酬の額が、そもそもどのように設定されたかについては、確認できる資料はなかったが、同規模の自治体との比較が一定参考になるものとする。
- ・本年6月議会において、市議から「特別職報酬等審議会について」の質問があり、「答申の内容を最大限尊重し、必要に応じて条例改正等の準備も進めていく」旨回答したところ。これに対して、当該市議から「財政状況が厳しい中で、議員の報酬や特別職の給与について、みずからの手で率先垂範して削減していかなければならない」、「市長については、退職金だけではなく、給与の部分についても削減する姿勢をみせてほしい」との意見を述べられた。
- ・その他、議員定数を削減する議員提案があったが、審議の中で反対意見が多数あり、議会最終日に採決される予定。

○諮問事項の審議（発言要旨）

諮問事項の審議では、各委員から以下のような発言があった。

<審議の進め方>

- 会 長 ・審議すべき事項は、「議員報酬の額及び市長、副市長並びに教育長の給料の額について」と、「諸手当について」である。また、諸手当で審議する項目は、退職手当の適正水準と、地域手当・期末手当についての意見集約である。
- ・1点目として、議員報酬及び市長・副市長・教育長の給料の適正額について、
 - ・2点目として、市長・副市長・教育長の退職手当の適正な支給水準について、
 - ・3点目として、地域手当・期末手当の適正額について、順次、審議を進めていき、その他、諮問内容以外の点についても、関連意見として自由に発言いただきたい。
- 委 員 ・承知した。

<議員報酬の適正額について>

●議員報酬のあり方

- 委 員 ・議員報酬については、報酬のみなので、その報酬の中から国民健康保険や国民年金などを支払っていくと、手取りが少なく、子育て世代が生活していくにはきびしいと考える。
- ・二元代表制で、市長も議員も選挙で選ばれるが、いろんな階層、いろんな仕事をされている人が選挙にでて、議会の中でそれぞれの立場で活発な意見交換をするのが本来の議会のあり方だと思う。
 - ・議員のなり手不足が言われている中で、若い世代にも議員になってほしいので、長い間条例額が同じで、自主的に減額をしてきたという経過をみても、できれば見直していただきたい。
 - ・市長等については、地域手当や退職手当があり、健康保険についても事業主負担があり、他市の状況等をみてもそんなに低くはない。
- 委 員 ・議員報酬については、大阪府内では低いですが、近畿圏類似団体でみれば平均的で、それをどうみるかだと思う。
- 委 員 ・議員報酬については、低いように思うが、いずれにしても、市議会で議論されて判断されるわけで、例えば、大阪狭山市内にある無人駅に輪番制で市民の安心・安全の役割を担っていただくようなことがあれば、報酬を上げることについても市民の理解を得られると思う。

- 委員 ・議員の仕事は議会にできることだけが仕事ではなく、質問のための調査・研究、市民の意見を聞く、報告をするというようなことも議員の仕事としてある。
- 委員 ・報酬決定に一定の基準があるわけではないので難しい。他市の答申内容をみても、他の市との比較や一般職との比較、市民感情などを考慮しての議論にならざるをえない。
- ・本当に市民の理解をえようとすれば、それなりに目に見えるかたちにしないといけないし、非常に難しいと思う。
 - ・財政状況では、人件費はほぼ横ばいとなっているが、退職手当が減って横ばいなので、他で上がっている部分があるのだろう。人件費の占める割合が大きくなっており、基準がない中でどのように判断していくかが難しい。

●議員定数との関係

- 委員 ・議員定数の削減が否決されたわけだが、やっぱり何か理由がないと報酬を上げるのは難しい。
- 委員 ・以前の議員定数 20 人を、議会の中で努力して 15 人に削減してきたところだが、あまり減らしすぎるといろんな意見がでてこなくなる。
- 委員 ・低いのは低いと思うが、今のこの時期に報酬を上げることについては、市民感情としてはNOである。市民のために働くのが議員である。
- ・議会が積極的に議員定数を削減するというのであれば、仕事量も増えるので報酬を上げるということには市民としても納得できる。
- 委員 ・あまり定数が少なくなると、いろんな意見を吸い上げにくくなる。
- ・若い人にも選挙にでてほしいので、生活できる保障をしてあげたらと思う。

●議員報酬の改定理由

- 委員 ・市民感情をはかるのは難しい。報酬を上げるのも下げるのも、それなりの積極的な理由がないと難しい。
- ・大きな基準として、人事院勧告で一般職の給与はある程度オーソライズされており、ひとつの判断材料にはなると思う。
- 委員 ・年金を満額受給しながら議員をしている人がほとんどではないか。逆に 30 前後で年収 800 万もあれば十分で、民間企業でそんなにももらえるところはない。
- 委員 ・他市との比較も重要だが、いずれにしても財政状況によるところが大きい。
- 委員 ・逆に議員の方で、報酬引上げの判断材料となるような活発な議論をしてほしい。

●通年議会について

- 委員 ・通年議会は常に議会を開催しているわけではなく、何かがあれば召集するかたちで、実際にどれくらいの日数を拘束されているのか。
- 事務局 ・前回配布した資料 13 でお示ししたとおりである。定例月議会に加えて、必要に応じて緊急議会を招集し、特別委員会がその都度開催されている。
- 委員 ・6月、9月、12月、3月に開催される定例月議会が大きなかたまりとしてあって、その間を緊急議会がつかないでいる。
- 会長 ・これまでの委員の意見を集約すると、議員報酬を上げる積極的・合理的な理由はみあたらず、現状維持が妥当ということになる。

<市長・副市長・教育長の給料の適正額について>

- 委員 ・市長等も議員報酬と同じで、根拠となる基準がない。
- ・他市では時限的な給料引き下げを選挙公約にして選挙に出る人もいる。
- 委員 ・これこそ財政事情の問題と思う。
- 委員 ・ご自分の政策方針の中で判断されるところが大きいと思う。

- 委員 ・ 比較対象となる類似団体とはどういうものか。
- 事務局 ・ 今回比較対象としたのは近畿圏の類似団体で、人口や産業構造が同程度のものであり、国の基準をもとにしている。
- 委員 ・ 河内長野市の特別職が地域手当をあえて0%にしたのはどういう理由からか。
- 事務局 ・ 独自で判断されたかたちにはなるが、財政事情が理由だと聞いている。
- 委員 ・ 財政事情を理由に議員の報酬を上げないのであれば、市長等の地域手当や給料についても財政事情を考慮していく必要がある。
- 委員 ・ やはり市長の政治的判断によるところになると思う。
- 委員 ・ 他の市では給料を下げることで点稼ぎしているようにもみえ、その辺は首長の判断によることになると思う。市民感情としても、下げることには異論はないはず。
- 委員 ・ 下げることについても、例えば転出超過が止まらず将来的に財政事情が苦しくなるというような、ある程度説明のつく理由は必要だと思う。
- 委員 ・ 現状維持だが、答申には「ご自身の判断による」という部分をプラスの意見として付け加えてほしい。
- 委員 ・ 法律上仕方ないこととは思いますが、特別職についても報酬的な意味合いが強いので、議員と同じように地域手当をなしにすれば納得できる。
- 委員 ・ 上げるのも下げるのも判断するのは現実問題として難しい。
- 会長 ・ 特別職についても、積極的な上下の意見はないものとし、現状維持とする。

<市長・副市長・教育長の退職手当の適正な支給水準について>

- 委員 ・ 副市長について、2人いる場合は、2人に対して退職手当が支給されるのか。
- 事務局 ・ そのとおりである。本市の場合は条例上1人となっている。
- 委員 ・ 一般論だが、働いた期間に対して退職手当はもらえるものと思っている。
- 委員 ・ 退職手当については、直近で50%と大幅にカットしている。
- 委員 ・ 財政状況を踏まえて自身の政策判断でカットされているので、「首長の政策判断に期待する」というような我々の思いを伝えたい。
- 委員 ・ この50%カットは時限立法か。
- 事務局 ・ そのとおりである。現任期中に対しての適用になる。
- 会長 ・ 退職手当については首長の政治姿勢によるということなので、審議会としては現状維持とする。

<地域手当及び期末手当の適正額について>

- 事務局 ・ 地域手当については、市長・副市長・教育長には支給されているが、議員には支給されていない。大阪府内の多数の市では支給されているが、河内長野市のように政治的判断により支給していない市や、制度上設定されていない市もある。
- 事務局 ・ 期末手当については、これまで一般職の人事院勧告の内容に準じて改正されてきたが、平成27年度以降4.1月に据え置かれている。
- 事務局 ・ 議会に提案した際に、市議会の方から「一般職については人事院勧告にもとづく国家公務員の改定に準じた内容で合理性があると考えますが、議員、特別職については市民が置かれている社会状況から考え、据え置きが望ましい」、「本市の財政見通しや社会情勢を鑑みると、据え置くことが賢明・妥当」との理由により否決された経過がある。
- 事務局 ・ 現状では、一般職の期末手当は人事院勧告の内容にもとづいて引き上げており、特別職とは異なっている状況にある。

- 委員
事務局
- ・市議会で否決されているものを、積極的に上げるのは難しい。
 - ・前回の報酬審議会の答申の中で、期末手当の支給率については人事院勧告に準じるのが合理的とされており、それにもとづいて、人事院勧告で改定があった際に、特別職についても一般職と同様に条例改正の提案をしていたが、平成27年に否決されて以降は改正されておらず、一般職が4.4月に対して特別職は4.1月というのが現状である。
- 委員
- ・たしかに人事院勧告を優先すべきかもしれないが、議会で否定されているものを積極的に上げるのはなかなか難しい。
- 委員
- ・一般職の給与については人事院勧告に準拠すればいいが、特別職は財政状況を考慮して自身で判断すればいいと思う。
- 会長
- ・一般職は人事院勧告にもとづいて決定されるが、特別職についてはトップの政治的な判断をお願いします。

<その他関連事項>

- 委員
- ・報酬審議会の開催については、おおむね3年から5年の間隔ということだが、来年4月に選挙があつて、どなたが市長になるかわからないが、次の任期の早い段階で報酬審議会を開催していただきたい。
- 委員
- ・やはり二代表制で、首長も議員もどちらも選挙で選ばれるわけだが、首長が90万円に対して議長の報酬は55万ということで、もう少しバランスを考えてほしい。
- 委員
- ・近畿大学医学部附属病院が移転すると、一気に財政が悪化すると思うが、それでも一回決まれば5年間は変わらずにそのままの報酬になるのか。
- 事務局
- ・条例額はそのままでも特例条例で減額対応ができ、そのときどきの情勢にあわせて首長が判断することになる。
 - ・近畿大学医学部附属病院の移転にともなう影響額については、今後の先行きが不透明であり、まだ把握しきれていない状況にある。
- 会長
- ・事が起こった段階で、機動力をもって対応いただきたい。

○その他

次回の会議を次のとおり開催することに決した。

平成30年7月19日（木）午前10時から